

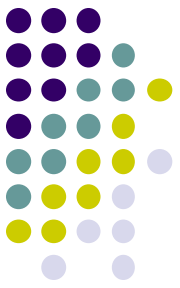


---

# 障害者虐待防止法について

平成26年10月

# 虐待は、個人の尊厳を侵害する 人権侵害である



## 1. 個人の尊厳

- 憲法13条(個人の尊厳と幸福追求権)  
「すべて国民は、個人として尊重される」

## 2. 「虐待防止法」を必要とする人たち

- 児童
- 配偶者(扶養を受けている家族)
- 高齢者
- そして、障害者  
⇒ 加害者の支援や扶養を受けており、加害者を拒めない立場にある



# 障害者の権利擁護の新しい動き

- 障害者権利条約  
平成18年12月 国際連合で採択  
平成20年5月 条約発効  
平成23年6月 障害者虐待防止法成立  
平成23年8月 障害者基本法改正  
平成24年6月 障害者総合支援法成立  
平成25年6月 障害者差別解消法成立  
平成26年1月 日本 条約締結



# 虐待に関連する法律

- 平成12年 児童虐待の防止に関する法律
- 平成13年 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
- 平成17年 高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（施行は、平成18年4月1日）
- 平成23年 障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（施行は、平成24年10月）

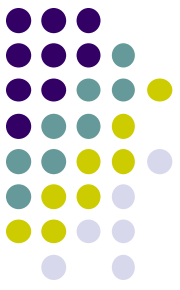


# 障害者虐待防止法の目的

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）

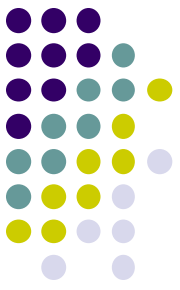
## 1条（目的）

1. 障害者に対する虐待が**障害者の尊厳を害するもの**
2. **障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要**
3. ①障害者虐待の禁止、②国等の責務、③障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、④養護者に対する支援の措置等を定める
4. 障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする



# 障害者虐待防止法の概要

1. 障害者の定義(2条1項)
2. 対象
  - ①養護者による障害者虐待
  - ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
  - ③使用者による障害者虐待
3. 虐待の定義(2条6～8項)
4. 市町村・都道府県の責務・虐待対応等(4条、8条～14条、17条～20条、22～28条、32～39条、40～44条)
5. 学校・保育園・病院等 虐待防止のため必要な措置



# 早期発見と通報

- 虐待を発見した者の通報義務（7条1項、16条1項、22条1項）

虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかにこれを市町村に通報しなければならぬ（通報義務がある）
- 通報先 市町村（または都道府県）

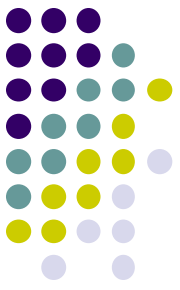
市町村障害者虐待防止センター（32条）
- 早期発見に努める義務（6条）

# 通報等による不利益取扱いの禁止



- 16条4項(内部通報者の不利益取扱いの禁止)  
障害者福祉施設従事者等は、通報等を行ったことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けない  
⇒ 解雇のみならず、降格、減給等の処分も含まれる
- 施設内の閉ざされた環境での虐待を知りうる立場にある従事者等による、早期発見・早期対応が極めて重要





# 市町村職員等の守秘義務

- 通報・届け出を受けた職員は、職務上知り得た事項であって、通報・届け出をした者を特定させるものを漏らしてはならない(8条、18条、25条)
  - 事務を委託された障害者虐待防止センターの役員、職員等にも同様の義務(33条)
- \* 家族、施設関係者等からの、誰からどんな通報があったのかとの問い合わせ等に、応じてはならない
- \* 虐待の事実が確認できない＝虐待がなかったというわけではない点に注意

# 法施行後の状況

## 平成24年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

○平成24年10月1日に障害者虐待防止法施行(養護者、施設等職員、使用者による虐待)  
→平成25年3月末までの半年間における養護者、施設職員等による虐待の状況について、  
都道府県経由で調査を実施。

(※使用者による虐待については、6月に公表済み(大臣官房地方課労働紛争処理業務室))

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待	(参考)都道府県労働局の対応	
				虐待判断 件数 (事業所数)	
市区町村等への 相談・通報件数	3,260件	939件	303件	133件	194人
市区町村等による 虐待判断件数	1,311件	80件	/		
被虐待者数	1,329人	176人			

### 【調査結果(全体像)】

- ・ 上記は、障害者虐待防止法の施行(平成24年10月1日)から平成25年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したものの。
- ・ 都道府県労働局の対応については、平成25年6月28日大臣官房地方課労働紛争処理業務室のデータを引用。

# 法施行後も続く深刻な施設従事者等の虐待事案

## ケース1

### 入所者殴り骨折 施設は虐待を事故として処理

県警は、身体障害者支援施設に入所中の男性(76)を殴り骨折させたとして、傷害の疑いで介護福祉士の**容疑者(29)**を逮捕した。

男性は骨折など複数のけがを繰り返しており、県警は**日常的に虐待があった可能性**もあるとみて慎重に調べている。

県警によると、約1カ月前に**関係者からの相談で発覚**同施設を家宅搜索した。

同施設を運営する社会福祉法人は男性の骨折を把握していたが、虐待ではなく**「事故」**として**処理**していた。

## ケース2

### 福祉施設で暴行死 施設長が上司に虚偽報告

知的障害のある児童らの福祉施設で、入所者の少年(19)が職員の暴行を受けた後に死亡した。また、施設長が2年前に起きた職員2人による暴行を把握したが、上司のセンター長に「不適切な支援(対応)はなかった」と**虚偽の報告**をしていたことが分かった。

県は、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、**施設長を施設運営に関与させない体制整備の検討**などを求める改善勧告を出した。

県はこれまでに、同園の元職員5人が死亡した少年を含む**入所者10人**を**日常的に暴行**していたことを確認。別の職員も**入所者に暴行した疑い**も浮上した。

(※最終的に、10年間で15人の職員が23人の入所者に虐待していたことが判明)

## 施設で虐待事案が発生する要因

- 職員が忙しく、余裕がない
- 利用者の障害特性について、知識や技術がないことから、暴力や暴言で抑え込んでしまう
- 職員同士で支援に対して話し合える雰囲気がない
- 施設が閉ざされており、一般の目に触れにくい
- 設置者・管理者が、支援の状況を知らない
- 障害者虐待の体制・取組みが実際に機能していない

障害者虐待防止に向けて、組織的に対応することが必要

# ●組織での対応1...虐待防止委員会の活用

## 組織

- ・管理者を委員長に配置する～責任の明確化
- ・サービス管理責任者など現場の責任者が虐待防止マネージャー～実効性のある体制
- ・利用者、家族、第3者委員などの参加

客観性の担保

## 活動内容

- ・虐待防止の啓発
- ・朝礼(引継打合せ)・内部研修・掲示物の検討
- ・支援内容の確認～チェックリストの活用

参考:「障害者虐待防止の手引き(チェックリスト)」<http://www.shakyo.or.jp/research/09check.html>

- ・支援方法の改善～

行動計画の策定(P)→実行(D)→効果の測定(C)→行動計画の見直し

- ・虐待(「疑い」含む)発生時の対応方法の明確化(市町村への通報タイミ<sup>(A)</sup>ング)と職員への周知～虐待防止(対応)マニュアルの整備(見直し)

支援スキルの向上

## ●組織での対応2...虐待防止マネージャー

- ・サービス管理責任者など現場の責任者が就任
- ・虐待防止委員会と各部署のパイプ役
- ・チェックリスト、ヒヤリハット報告の実施、集計、分析
- ・担当部署の把握と共に虐待発生の芽を確認
- ・職員ひとりひとりの「知識や支援技術の向上」のためのアドバイザー的役割
- ・虐待防止委員会への報告

## ●組織での対応3...研修の活用

### ・県障害者虐待防止対策セミナー

会場：県視聴覚福祉センター

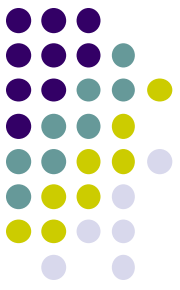
日時：平成26年11月15日(土)13時～16時

※一般向けの啓発セミナー

平成26年11月16日(日)9時30分～15時30分

※コース別研修(施設等管理者・サビ管コース、  
施設等従事者コース)

特に、これまでセミナーを受講していない  
施設・事業所は積極的に受講してください



# 身体拘束も虐待である(1)

- 障害者総合福祉法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(39条)

「利用者または他の利用者の生命又は身体を保護するため**緊急やむを得ない場合**を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない」

「やむを得ず身体拘束等を行う場合、①態様及び時間、②その際の利用者の心身の状況、③**緊急やむを得ない理由**、その他必要な事項を**記録**しなければならない

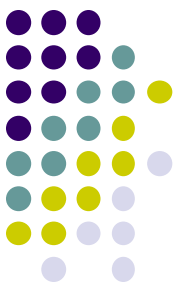




# 身体拘束も虐待である(2)

## <具体例>

1. 車いすやベッドに縛り付ける
2. 行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に投与する
3. 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する
4. 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する



# 身体拘束も虐待である(3)

- やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件
  1. **切迫性**: 本人又は利用者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高い
  2. **非代替性**: 身体拘束等以外のすべての支援方法の可能性が存在しないことを複数で確認
  3. **一時性**: 本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間であること



# まとめ

- 障害者虐待の通報義務の遵守
- 障害者虐待防止に向け、組織で対応
- 県障害者虐待防止対策セミナーを受講しましょう  
(平成26年11月15日(土)、11月16日(日))